

契 約 書 (案)

契 約 名	貴金属（銀（粒状）第1期分）の売払
契 約 金 額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円)
品名・数量及び品質	・銀（粒状） 13,490.9g（純度 99.99%以上） なお、上記記載は、精錬業者による分析結果であり、売払人が品質・数量等を保証するものではありません。
引 渡 場 所	広島市の所管する広島市内の施設
引 渡 期 間	契約金額の支払い後で契約締結の日から15日以内（広島市の休日进行を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く）
契約保証金	要
その他の契約事項	広島市売払契約約款（総価契約）のとおり
特 記 事 項	なし

上記内容のとおり、売払人と買受人の間で物品の売買について契約を締結するものとし、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

売払人 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松 井 一 實

買受人

広島市売払契約約款（総価契約）

（総則）

第1条 売払人及び買受人は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（別添の仕様書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする物品の売払契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 買受人は、契約書記載の売払物品（以下「物品」という。）の契約金額を売払人に支払い、引取期間内に物品を引き取るものとする。

3 この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

6 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

（信義則）

第2条 買受人は、この契約の内容を売払人の指示及び信義に従い、誠実に履行するものとする。

（仕様書の疑義）

第3条 仕様書に疑義が生じたときは、売払人の解釈によるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第4条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、特別の理由によりあらかじめ書面で売払人の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任等の禁止等）

第5条 買受人は、この契約の履行に当たってその全部又一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、この契約の履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により売払人の承諾を得なければならない。

2 前項に規定するもののほか、買受人は、この契約の履行の一部を次のいずれかに掲げる者に直接委任又は請け負わせてはならない。

(1) 本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

(2) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間を経過しないもの

(3) 法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、次のいずれかに該当するもの

- ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
- ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
- エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

3 買受人は、前項各号に掲げる者以外の者にこの契約の履行の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の契約の履行の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。

4 買受人は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を売払人に通知するとともに、第2項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。

(契約金額の納付)

第6条 買受人は、契約金額を、売払人の発行する納入通知書により、売払人の指定する期限までに納付するものとする。

(所有権の移転)

第7条 物品の所有権は、買受人が契約金額を納付した時に、売払人から買受人に移転するものとする。

(物品の引取り)

第8条 買受人は、物品を引き取るときは、その旨を売払人に通知し、その指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第9条 買受人は、この契約の履行に当たって、その責めに帰すべき理由により売払人又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任および危険負担)

第10条 売払人は、物品の種類、品質又は数量に関して、民法第562条から第564条までに定める売主の責任を負わない。ただし、買受人が物品を引き取る前に売払人及び買受人双方の責めに帰することができない事由により物品が滅失又はき損したときは、売払人がその損害を負担する。

(談合行為等の措置)

第11条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、買受人（買受人の役員等、代理人、使用人、その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、買受人が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、買受人が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 買受人は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を売払人に請求することはできない。

3 買受人は、第1項各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の2（ただし、同項第4号に該当するときは、10分の1）に相当する額を損害金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

4 前項の規定による損害金の請求を行う場合において、売払人に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、売払人は買受人に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（催告による契約解除）

第12条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行しないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) この契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 前号及び次条に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（催告によらない契約解除）

第12条の2 売払人は、第11条の規定による場合のほか、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除できる。

(1) この契約を履行しないことが明らかなとき。

(2) この契約を履行することを拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 第4条の規定に違反し、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継したとき。

(4) 第5条第2項又は第3項の規定に違反したとき。

(5) 警察等捜査機関からの通報等により、第5条第2項第3号に該当する者であることが判明したとき。

(6) 買受人が、第5条第3項に違反して、この契約の一部の履行の全部又は一部を、同条第2項第3号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させた場合において、売払人が当該

再委任又は再下請負の契約を解除させるよう必要な措置を講ずることを求め、買受人がこれに応じなかったとき。

(契約解除後の損害賠償等)

第 12 条の 3 買受人は、前 2 条の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を売払人に請求することができないものとする。

2 買受人は、前 2 条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を、違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約保証金)

第 13 条 契約保証金は、買受人がこの契約に基づく義務を履行したときは、返還するものとする。

2 契約保証金には、利息を付けない。

3 買受人が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第 11 条第 1 項、第 12 条又は第 12 条の 2 の規定により契約が解除された場合においては売払人に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、売払人は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 14 条 買受人は、契約の履行に当たり暴力団等（暴力団等排除措置要綱第 2 条第 6 項に規定する暴力団等をいう。第 5 項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 買受人は、前項の場合において、売払人及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 買受人は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、物品の引取りに遅れが生じるおそれがある場合は、売払人と物品の引取りに関する協議を行わなければならない。

4 買受人は、売払人との物品の引取りに関する協議を行った結果、物品の引取りに遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、売払人に引取期間の延長の請求を行うものとする。

5 買受人は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに売払人へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 買受人は、前項の被害により物品の引取りに遅れが生じるおそれがある場合は、売払人と物品の引取りの時期に関する協議を行うものとし、物品の引取りに遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、売払人に引取期間の延長の請求を行うものとする。

(引取期間の延長)

第 15 条 買受人は、特別の理由により引取期間内に物品の引取りを完了することができないときは、その理由を明示した書面により、売払人に引取期間の変更を請求することができる。

(遅延損害金)

第16条 買受人が、その責めに帰すべき理由により引取期間内に物品の引取りができなくなった場合であっても、売払人において支障がないと認め、期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、売払人は、買受人から遅延損害金を徴して、期間を延長することができる。

2 前項の遅延損害金は、延長前の引取期間満了の日から引取り完了の日までの日数1日に付き、売払人がこの契約の未履行部分に相応する売払契約金額相当額として定める額の1,000分の1に相当する額とする。

(法令の遵守)

第17条 買受人は、契約の履行に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。

(経費等の負担)

第18条 この契約の履行に必要な経費等は、すべて買受人の負担とする。

(守秘義務)

第19条 買受人は、この契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

(補則)

第20条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて売払人と買受人とが協議して、これを定める。